

清川村選挙管理委員会議事日程

令和 6 年 3 月 1 日

清川村役場 政策審議室

- 日程第 1 議案第 1 号 選挙人名簿から抹消すること
- 日程第 2 議案第 2 号 選挙人名簿に登録する者を定めること
- 日程第 3 議案第 3 号 地方自治法第 7 4 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数を定めること
- 日程第 4 議案第 4 号 地方自治法第 7 6 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を定めること
- 日程第 5 議案第 5 号 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数を定めること
- 日程第 6 議案第 6 号 選挙人名簿への登録を行う日を定めること

議案第 1 号

選挙人名簿から抹消すること

別紙の者は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条に該当する者であるので、選挙人名簿から抹消する。

令和 6 年 3 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

議案第2号

選挙人名簿に登録する者を定めること

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、選挙人名簿に登録する者を別紙のとおり定める。

令和6年3月1日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

議案第 3 号

地方自治法第 7 4 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数を定めること

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数は、4 8 である。

令和 6 年 3 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

議案第 4 号

地方自治法第 76 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を定めること

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、797 である。

令和 6 年 3 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

議案第 5 号

市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項等に
規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数を定
めること

市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第
4 条第 1 1 項及び第 5 条第 1 5 項に規定する選挙権を有する者の総
数の 6 分の 1 の数は、3 9 9 である。

令和 6 年 3 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

選挙人名簿への登録を行う日を定めること

令和6年6月1日における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿への登録を行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおり定める。

登録を行う日 令和6年6月3日

令和6年3月1日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次